

手話言語法ニュース

2018年3月16日 No.50

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445
手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二
法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩
普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・岡野美也子・倉野直紀
条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

各地の条例成立状況

京都府綾部市

2017年12月22日、綾部市議会で「綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例」が可決されました。

同市は、1982（昭和57）年に全国で初のろう重複障害者施設が開設された場所でもあります。

同年8月頃にはパブリックコメント、11月には条例検討委員会を設立し、5回の討議を重ねてきました。

2018年4月1日施行です。



綾部市の山崎善也市長（2列目中央）と共に

大阪府岬町

2017年12月22日、岬町議会で「岬町手話言語条例」が可決されました。

手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、基本理念を定め、町の責務と町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、町が推進する施策を定めることにより、すべての町民が相互に人格及び個性を尊重し、心豊かに共に生きることのできる地域社会の実現を目指すことを目的としています。

市は今後、手話への理解の促進及び手話の普及のための施策を総合的かつ計画的に取り組むため、手話に関する施策の基本方針を策定していく予定です。同日に施行されました。



条例可決を祝う岬町ろうあ部会・手話サークル「モズの会」のみなさん

兵庫県尼崎市

2017年12月25日、尼崎市議会で「尼崎市手話言語条例」が可決されました。

市は「尼崎市手話言語条例検討協議会」を設立しこれまでに6回の協議を重ねてきました。

条文に「市は、ろう者、手話通訳者及び市民等と協力して、手話に関する講習会を実施すること等により、手話及びろう者に対する理解を深めるための機会を確保するよう努めるものとする。」と表記しています。

2017年12月26日に施行されました。



尼崎市の稲村和美市長（前列中央）と共に

京都府福知山市

2017年12月25日、福知山市議会で「福知山市手話言語及び障害のある人の多様なコミュニケーション促進条例」が可決されました。

市は今後、聞こえない人たちのことばとして、文化を育み、人を育ててきた手話はもちろん、一人ひとりにあったコミュニケーションがとれ、安心して生活できるまちを目指すとしています。

また、3月2日には条例成立記念の講演会が開かれる予定です。2018年4月1日施行です。



福知山市の大橋一夫市長（前列中央）と共に

京都府宇治市

2017年12月26日、宇治市議会で「宇治市手話言語条例」が可決されました。

同市は、1970（昭和45）年に、手話通訳のできる職員を採用し、ろう者に対する手話による意思疎通の支援に努めるなど、手話に関する取組を進めてきました。

また、2017年9月7日から10月6日には条例のパブリックコメントを実施しました。同年12月27日に施行されました。



宇治市の山本正市長（前列左から5番目）と共に

和歌山県紀の川市

2018年1月22日、紀の川市議会で「紀の川市広げようこころの輪手話言語条例」が可決されました。

条例の提案理由は「手話が言語であることを広く市民に周知し、手話への理解促進等に関する基本理念を定め、誰もが地域で支え合いながら安心して暮らせる地域社会を実現するため」としています。2018年4月1日施行です。



紀の川市の中村慎司市長（前列中央）と共に

石川県

2018年2月16日、石川県議会で「石川県手話言語条例」が可決されました。

当日は、石川県聴覚障害者協会会員や、手話関係者等を含む54名が傍聴し、当連盟から理事の小出が出席しました。議会後、庁舎内のロビーで4年越しの条例可決に関係者は喜びを分かち合いました。

同県は、これまで全国に先駆けて2013年6月24日に白山市議会で「手話言語法を制定することの意見書」が採決されたことを機に意見書運動を展開し、早い段階での言語条例の成立を知事に働きかけ、2017年12月27日から2018年1月18日まで条例に対するパブリックコメントを実施してきました。

石川県手話通訳制度を確立する推進委員会の北野雅子委員長は、「病気になると、まず手話通訳者を確保する手続きをし、それから病院に行かなくてはならないのがつらい。これを契機に各病院に通訳者を置いてほしい」と今後の県内在住の聴覚障害者を取り巻く環境整備の要望を述べました。

また、石川県聴覚障害者協会は「条例は可決、成立しましたが、それに伴う事業化についてはまだ不透明なところがあり、今後も県と連携、協議をしながら手話の啓発と普及、さらに言語環境の整備に努めていきたいと思います。」とこれからの意気込みについてコメントしました。

2018年4月1日施行です。



石川県議会1Fロビーで記念撮影

★条例を制定している自治体を全日本ろうあ連盟のホームページに掲載しています↓

<http://www.jfd.or.jp/sgh/joreimap>

条例制定に向けた動き

福井県

2017年2月に県議会で「手話言語条例とは？学習会」を開催し、同年5月に「県手話言語条例（仮）の制定作業を進める県会検討会」が設立されました。

この検討会は県議員8名によるもので、今までに9回の会議を重ね、9月には福井県ろうあ協会との意見交換会が開かれました。

11月8日から21日までパブリックコメントを行い、『パブリックコメント手話動画』や、県内3箇所での手話言語条例骨子案学習会が行われ、通常のパブリックコメントついで出される意見数の数倍の意見が寄せられました。

検討委員会からは「反響の多さに発奮させられた」との声もありました。

その後、12月19日に県議会議長へ提出されました。

2018年3月16日の県議会で可決予定です。

●福井県手話言語条例 骨子案

<http://info.pref.fukui.lg.jp/gikai/pubcom/outline.pdf>

静岡県

県は2017年10月12日に、手話を言語として明確に位置付けるとともに、手話の普及によりろう者とうる者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を図ることを目的とした条例案を協議又は調整する場として、議員提案政策条例案検討委員会内に「手話言語条例案検討委員会」を設立しこれまでに5回の会議を重ねました。

また、2018年1月18日から2月9日まで条例案に対するパブリックコメントが行われました。

2018年3月16日の県議会で可決予定です。

●静岡県手話言語条例（案）

http://www.pref.shizuoka.jp/gikai/osirase/pubcome/documents/syuwagengojoureian_30115_1.pdf

●手話言語条例案検討委員会

<https://www.pref.shizuoka.jp/gikai/johreianiinkai/syuwagengo/syuwagengo01.html>

静岡県焼津市

市では、手話言語条例を3月議会の制定に向けて2017年の12月22日から1月19日まで条例に対するパブリックコメントを行い、募集の案内は「YouTube」でも公開されました。

現在、焼津市のホームページではパブリックコメントの募集結果を公開しています。

3月23日可決予定です。

●「焼津市手話言語条例パブリックコメント募集 (YouTube)」

<https://www.youtube.com/watch?v=CPdw51djKm8>

●焼津市パブリックコメント 募集結果

<https://www.city.yaizu.lg.jp/g04-002/syuwagengojoureian.html>

石川県白山市

市は、2016年7月「手話言語・情報コミュニケーションワーキング」を立ち上げ8回の会議を重ね、その後12月同チームから「手話言語専門ワーキング」として独立し、4回の会議を重ねました。

このワーキングチームには石川県聴覚障害者センターの施設長が座長を務め、金沢大学教授、石川県立ろう学校長、白山市聴覚障害者協会 役員4名、石川県手話通訳士会、白山市聴覚障害者生活支援員2名、白山市聴覚障害者と共に歩む会3名が参加しており、2017年12月12日から26日までパブリックコメントを実施しました。

条例は、3月23日制定予定です。

●「白山市手話言語条例 パブリックコメント結果」

<http://www.city.hakusan.ishikawa.jp/data/open/cnt/3/1963/1/syuwagenggo.pdf>

